

令和 8 年度

第 1 回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和8年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 令和8年7月28日（火）

場 所 埼佛会館 多目的ホール

出 席 者（11名）（敬称略）

竹村 厚子	若山 清和	上原 千夏
下藺 恵子	石川 和子	内田 裕子
北島 通次	中井 真人	鈴木 正人
白土 幸仁	細田 善則	

事 務 局

三橋 総務部長
水書 学事課長
藤原 学事課副課長
山口 高等学校担当主幹
酒巻 幼稚園担当主幹
菊地 専修各種学校担当主幹
鈴木 高等学校担当主査
杉田 幼稚園担当主査
森田 専修各種学校担当主査
大島 高等学校担当主事
石川 幼稚園担当主事
山岸 専修各種学校担当主任

- 1 開 会
定足数を確認し、１４時００分審議会を開会した。
- 2 諮問書の交付
諮問書（別紙１）が学事課長から会長に交付された。
- 3 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、若山清和委員、内田裕子委員を指名した。

4 諮問事項
（１）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和８年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和８年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和８年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（２）審議内容
別添「審議記録書」のとおり

- 5 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、１５時２３分閉会を宣言した。

令和８年７月２８日

議 長 北島 通次

議事録署名人

委 員 若山 清和

委 員 内田 裕子

(別紙 1)

学 事 第 5 6 0 号

令 和 8 年 7 月 2 8 日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和 8 年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和 8 年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校・中等教育学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和 8 年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和 8 年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 皆様改めてこんにちは。本日は大変お忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。議事に入りますまで学事課副課長の藤原が司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ち、御案内でございます。本日は、Teamsを併用しての開催となっております。会場のそれぞれですね、この小さいこれが集音マイクとなっておりますので、少し意識して御発言いただき頂戴できれば幸いです。

ここで音声のテストをさせていただきます。オンライン参加の下園委員、聞こえますでしょうか。

○下園委員 はい、聞こえております。

○司会 ありがとうございます。このような方向で進行して参りますが、途中で何かございましたら事務局にお伝えいただければと存じます。

審議会の資料につきましては、DX推進を図る県の方針としまして、原則ペーパーレスとしております。資料はお手元のパソコン上で、確認いただくことになりますので、よろしくお願いいたします。既にファイルは開いた状態となっております。会場の皆様、よろしいでしょうか。

また、パソコンにですね、突然黒い画面が表示される場合がございます。その場合はお手数ですが、バツ印が右上に出ておりますので、都度閉じていただければと存じます。操作方法など御不明な点などありましたら、挙手いただければ、事務局のほうで確認させていただきます。

また、オンラインで御参加の下園委員におかれましては、事前にお送りしました資料を御覧いただければと存じます。

1 委嘱状の交付

○司会 はじめに、この度、新たに委員に任命されました皆様に総務部長の三橋から委嘱状をお渡しいたします。お席にお伺いしてお渡ししますのでそのままお待ちください。

オンラインで御参加の下園委員につきましては後日御対応させていただきたいと思っております。

〔対象委員に対して委嘱状交付〕

2 委員挨拶

○司会 今回は令和8年度第1回の審議会でございます。また、新たに委員に御就任いただきました方もいらっしゃいますことから、お一人ずつ自己紹介を頂戴したいと存じます。大変恐れ入りますが、鈴木委員から、時計回りでよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 はい。埼玉県議会議員の鈴木正人でございます。こちらの審議会の方が2年目となります。まだまだいろいろと勉強しなければならないことがありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

- 白土委員 埼玉県議会議員の白土幸仁と申します。私、1年お休みして、また戻って参りました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。
- 細田委員 埼玉県議会議員で細田善則と申します。今回、審議会初参加でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 中井委員 公認会計士の中井と申します。公認会計士協会埼玉会から推薦されて参りました。今年度が初めてとなります。よろしくお願いいたします。
- 北島委員 埼玉県信用保証協会の北島と申します。県庁のOBでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 内田委員 埼玉大学教育学部で美術を担当している内田と申します。今年度から埼玉大学教育学部附属中学校の校長も担当しておりまして、お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
- 石川委員 埼玉弁護士会の弁護士の石川です。今年もよろしくお願いいたします。
- 上原委員 浦和明の星女子高等学校校長の上原千夏と申します。今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 竹村委員 越谷市にあります学校法人武藤学園大袋幼稚園の園長竹村と申します。全埼玉私立幼稚園連合会の方から推薦を受けまして、本当は2人なのですが、もうお1人はまだ到着していないようなのですが、どうぞよろしくお願いいたします。
- 司会 ではオンライン参加の下藺委員、よろしくお願いいたします。
- 下藺委員 はい。よろしくお願いいたします。学校法人シモゾノ学園の下園恵子と申します。本年度から委員を拝命しております。一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会の方から選出されております。専修学校等の職業教育の向上に関しましていろいろと御支援いただきたいと思いますと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 若山委員 大変遅くなって申し訳ありませんでした。こちら学校法人若山学園、埼玉県北本市にあります、森の詩幼稚園を営んでおります。またその他にも、保育園とかですね、世田谷の方にも保育園やっているのですが、いろんなところの制度をですね、見させていただいて勉強させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。
- 司会 ありがとうございます。なお、山口委員、佐藤委員は所用により欠席でございます。

3 事務局職員紹介

- 司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。総務部長の三橋亨でございます。
- 三橋総務部長 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 学事課長の水書潤でございます。
- 水書学事課長 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主幹の山口恭史でございます。

- 山口高等学校担当主幹 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 幼稚園担当主幹の酒巻信でございます。
- 酒巻幼稚園担当主幹 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 専修各種学校担当主幹の菊地功でございます。
- 菊地専修各種学校担当主幹 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 高等学校担当主査の鈴木大輔でございます。
- 鈴木高等学校担当主査 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 幼稚園担当主査の杉田明朗でございます。
- 杉田幼稚園担当主査 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 専修各種学校担当主査の森田有美子でございます。
- 森田専修各種学校担当主査 はい。よろしくお願いいたします。
- 司会 どうぞよろしくお願いいたします。

4 総務部長挨拶

- 司会 ここで開会に先立ちまして、総務部長の三橋から御挨拶を申し上げます。
- 三橋総務部長 改めまして総務部長の三橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、お暑い中、審議会に御出席賜り、どうもありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学の振興と発展に御尽力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。また、新たに就任されました12名の委員におかれましては、大変御多忙のところ、委員の職をお引き受けいただきました。重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

知事より本審議会にお諮りさせていただく私立学校の運営費補助金につきましては、私立学校の教育条件の維持向上や父母負担の軽減などを目的とした、本県の私学支援の根幹をなすものでございます。この補助金が各私学におきまして御活用され、建学の精神に基づく質の高い教育を行っていただくために、審議会では毎年度、その配分の基本方針ですね、こちらの方を御議論いただいているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から屈託のない御意見をいただきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ですけれども私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5 開会

- 司会 ただいまから令和8年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。本日の会議ですが、委員総数13名のうち、11名の委員の皆様方に御出席いただくこととなります。委員の出

席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

6 会長選出

○司会 最初に現在空席となっております会長及び会長代理の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出につきましては、条例第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。現在、会長及び会長代理が空席でございますので、事務局の方で進行させていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○司会 ありがとうございます。会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票又は指名推薦とすると規定されております。会長の互選にしまして、委員の皆様から何か御発言がございましたらお願いいたします。

○白土委員 指名推薦で。

○司会 指名推薦でとの御意見がございましたが、他の委員の皆様、御意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○司会 皆様、御異議なしということで進めさせていただきます。

○竹村委員 はい。意見を申し上げてよろしいでしょうか。

○司会 お願いいたします。

○竹村委員 この会場にお集まりの皆様どなたもふさわしい方ばかりだと存じますが、埼玉県の行財政や企業会計に精通していらっしゃる北島委員を会長に推薦いたしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○司会 ありがとうございます。それでは、指名推薦、北島通次委員を会長とすることで御異議なしということで、承りました。北島委員を会長とすることと決定いたしました。

ありがとうございます。北島委員は会長席の方へ御移動をお願いいたします。

7 会長挨拶

○司会 初めに北島会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。

○北島会長 それでは改めまして信用保証協会の北島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。ただいま委員の皆様から当審議会の会長に御推挙いただきました。身の引き締まる思いでございます。

当審議会は、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針につきまして御審議をいただく場でございます。委員の皆様のお力をお借りさせていただきなが

ら、実りのある審議を尽くして参りたいと存じます。御協力をいただきますようお願いを申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 会長代理の指名

○司会 ありがとうございます。引き続き、条例第5条第3項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。

○北島会長 はい。それでは会長代理につきまして指名をさせていただきたいと存じます。会長代理は学校関係者の中でも、豊かな経験をお持ちになっております、竹村委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○北島会長 では、よろしくお願いいたします。

○竹村委員 未熟ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。竹村委員に了承を得られましたので、竹村委員が会長代理に決定いたしました。

9 諮問書の交付

○司会 次に、次第9の諮問書の交付につきまして、学事課長の水書から御説明申し上げます。

○水書学事課長 はい。改めまして学事課長の水書でございます。昨年度までは紙により諮問書をお渡しをさせていただいておりましたが、本年度から電子による対応とさせていただきたいと思えます。御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。今回の審議会に係る諮問書につきましては、お手元の資料5ページでございますので、御覧いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

10 議事録署名委員の指名

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

○北島会長 はい。それでは改めまして、会議の方を進めさせていただきたいと存じます。条例の第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めさせていただきます。今回議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名をさせていただきたいと存じます。出席委員に順番でお願いをしておりますが、今回は若山委員、内田委員、このお2人をお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議会の公開について、委員の皆様にお諮りをしたいと存じます。条例の第7条では、「審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる」と規定をされております。今回の会議につきましては公開とすることによろし

いでしょうか。

〔「異議なし」という人あり〕

○北島会長 御異議がないようですので、そのように扱わせていただきたいと存じます。

では傍聴者の入室をお願いいたします。

○司会 はい。本日の傍聴者は会場が4名、オンラインが5名となっております。

〔傍聴者入室〕

1 1 諮問事項（3件）

（1）令和8年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和8年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和8年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○北島会長 はい。それでは傍聴者の方々の御入室を確認いたしましたので、引き続き審議に入りたいと思います。諮問事項は3件ございますが、これらを一括して議題とさせていただきたいと思えます。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 はい。本日は第1回目でございますので、この審議会で御審議をいただきます、私立学校運営費補助金の概要につきまして、まず、私の方から御説明をさせていただきます。着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料6ページを御覧ください。「私立学校運営費補助金配分の基本的な考え方」を御覧いただきたいと存じます。6ページでございます。まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。私立学校運営費補助金は、その名にございますとおり、私立学校の運営にかかる費用につきまして、学校の設置法人に対し県が補助をさせていただくものでございまして、その目的は、ここに記載されておりますとおり、「私立学校の教育条件の維持・向上」「在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」「私立学校の経営の健全性の向上」の3点となっております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。今申し上げた3つの目的を達成し、県議会で議決いただいた補助金予算を適正かつ効率的に配分をするために、県はその配分方法につきまして、毎年度見直しを行っております。本審議会では、この見直しの考え方につきまして、「検討の視点」という形でお示しをさせていただきます。委員の皆様におかれましては、この「検討の視点」につきまして御審議をいただければと存じます。県は、この審議内容を踏まえ、次の審議会までに配分に当たっての基本方針の案を作成いたします。第2回審議会では、この基本

方針案に対する答申をいただくこととなります。

次に、「３ 期待される効果」でございます。記載にございますとおり、「（１）審議会でのオープンな審議を経ることで、補助金配分の透明性・公平性がさらに向上する」「（２）配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、補助効果が高まる」といった効果が期待されていることから、基本方針については、埼玉県私立学校助成審議会条例によって、本審議会が知事の諮問を受けて審議することとなっております。

１ページお進みをいただきまして、７ページの資料２「令和８年度私学助成について」を御覧ください。こちらの資料は、私立学校振興のための本県の私学助成の枠組みを整理したものでございます。本県の私学助成は御覧いただいておりますように左右２本の柱で構成をされております。このうち、資料の左側は、今回御審議をいただきます、私立学校運営費の補助制度でございます。学校の種類ごとに、予算額と生徒１人当たりの補助単価を記載しておりまして、予算の総額は下部の横線の下に記載のとおり、約３３７億円となっております。本審議会では、このうち、国の制度で既に配分方法が定まっているものなど２０億円を除く、３１７億円分の補助金の配分につきまして、審議をいただくこととなります。

続いて資料の右側を御覧ください。こちらは本審議会でご議論いただく対象ではございませんが、私学助成のもう一方の柱である、父母負担軽減事業補助制度を記載してございます。参考までに概要を御説明させていただきますと、この補助制度は、生徒や児童の保護者の経済的な負担を軽減するために、学校の授業料や施設費などを県が学校を通じて保護者に補助をする制度でございます。例えば、高校では、国によるいわゆる高校無償化の開始に伴い、所得制限なく授業料補助を行っております。また、幼稚園では、補助額に上限があるものの、３～５歳児の全世帯の保育料を無償化しております。専修・各種学校におきましても、多子世帯などの条件を満たす世帯に対して支援を行っております。本県では、こちらの父母負担軽減事業補助と、今回御審議をいただきます運営費補助の二本柱で、私学振興のための助成を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。この後、各担当から諮問事項につきまして御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北島会長 引き続き御説明をお願いします。

○事務局 はい。高等学校担当の鈴木と申します。私から諮問事項の「（１）令和８年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）運営費補助金の基本方針について」御説明いたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

資料は８ページでございます。初めに、資料３－１を御覧ください。こちらで現行の基本方針を御説明いたします。続いて、委員の皆様にご審議いただきたい内容をまとめた資料３－２「配分の基本方針に係る検討の視点」を御説明いたします。

それでは、資料３－１「令和７年度私立学校運営費補助金配分の基本方針」を御覧ください。

「1 配分の基本的な考え方」です。運営費補助金の配分には、「基礎配分」と「政策誘導配分」「特別補助」という、3つの枠組みがございます。「基礎配分」は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分です。「政策誘導配分」は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県の施策を促進するための項目に基づく配分です。「特別補助」は、国が設定した事業などを実施した学校に対して補助するものです。

次の9ページを御覧ください。赤枠で囲われた項目は、後ほど「検討の視点」でお示しする項目となります。

「2 基礎配分」について御説明いたします。「(1) 高等学校」は、「補助対象経費方式」という配分方法を採用しています。配分項目の欄にある、「①人件費」から「④設備関係経費」の4つの項目に応じた、前年度の決算額を用いて配分額を算出します。経営実態を反映しやすい方式です。続きまして、「(2) 中学校・中等教育学校（前期課程）」と「(3) 小学校」は単価方式を採用しています。生徒1人当たりの補助単価に、生徒数を乗じて配分額を算出しております。

次の10ページをお開きください。「3 政策誘導配分」です。政策誘導配分は9つの項目がございます。

「①生徒納付金水準補正」です。学校が生徒保護者から徴収する授業料や施設費など、生徒納付金が高い学校に加算、低い学校に減算することで、生徒納付金の上昇を抑制し、父母の負担軽減を図るものです。

「②小規模校加算」です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものです。

「③学級規模補正」です。生徒数が40人以下の少人数学級に加算することで、少人数学級の編成を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

「④統合型校務支援システム導入推進加算」です。システム導入により校務事務の効率化を図り教育環境の向上を図るものです。

「⑤本務教員充足加算」です。本務教員とは週5日以上勤務する常勤の教員のことです。この加算は、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものです。

「⑥特色教育促進加算」です。海外留学など特色ある教育を行う学校に加算することで、グローバル人材の育成など、特色ある取組を促進するものです。

次の11ページへお進みください。

「⑦ICT活用教育推進加算」です。ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分することにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものです。

「⑧教員資質向上加算」です。教員を外部機関の研修に派遣した学校に加算することにより、教員の資質向上を図るものです。

「⑨定員超過調整」です。定員超過の学校の補助金を減算することにより、収容定員の順守を誘導し、適正な学校運営の確保を図るものです。

以上が政策誘導配分でございます。

最後に「4 特別補助」として、「教育改革推進特別経費」を設けております。ICT教育環境の整備やスクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備などといった、国が設定した事業を実施した学校に対して配分するものです。こちらは今回の審議内容ではございませんが、報告いたしますと、今年度の国の制度改正は、「次世代を担う人材育成の促進」という項目と「特別支援教育に係る活動の充実」について、それぞれ単価を10万円増額いたします。資料3-1の説明は以上です。

それでは、次の12ページを御覧ください。資料3-2「令和8年度 配分の基本方針に係る検討の視点」について御説明いたします。今回、検討の視点は7項目ございます。現状と課題、それに対する配分基準の方向性、最後に具体的なイメージをお示しいたします。

それでは、「1 基礎配分の計算方法について（高等学校）」です。＜現状と課題＞です。近年、人件費の上昇や物価高騰などが継続している社会情勢を考慮し、令和8年度予算を約18億4千万円増額いたしました。増額の規模は、国が示す生徒1人当たり単価、いわゆる標準費を参考としております。また、学校の運営に係る経費は増加傾向にあり、補助を充実させる必要がございます。＜方向性＞です。人件費上昇などを考慮し、補助率を上げることで基礎配分の補助額を増額します。なお、現行の補助率は34%です。例えば学校の人件費で100万円経費がかかった場合、その34%、34万円が補助されます。続いて（イメージ）です。予算の範囲内で配分できるように、補助率を上げます。また、人件費の補助率を他の経費より高く設定し、学校が教職員の確保を含めた処遇改善を促進できる環境を整備できるように支援いたします。なお、補助率は、人件費の上昇や物価高騰等を踏まえて設定するため、赤字の文言は削除いたします。1点目は以上です。

次のページにお進みください。2点目「2 基礎配分の計算方法について（小学校、中学校、中等教育学校前期課程）」です。＜現状と課題＞です。高等学校と同様に、近年の人件費の上昇などの社会情勢を考慮し、令和8年度予算は小学校が約1億7千万円、中学校が約7億4千万円増額しました。＜方向性＞です。予算の増額に伴い、配分単価を増額いたします。（イメージ）です。小学校と中学校・中等教育学校前期課程の配分単価を現行の金額から増額いたします。具体的には、小学校は生徒1人当たりの予算額の90%程度、中学校、中等教育学校前期課程は予算額の75%程度としたいと考えております。今まで配分してきた基礎配分と同程度の割合になるように金額を設定したいと考えております。2点目は以上です。

続きまして3点目、「3 激変緩和調整の一部変更について（高等学校）」です。＜現状と課題＞です。政策誘導配分とは別に、激変緩和調整という項目がございます。これは、補助の金額が前年度と比較し70%以下となる場合、または、130%以上となる場合に補助金額を調整し、激変を

緩和するものです。令和8年度予算の増額により、上限を超える補助額となる学校が出る可能性がございます。また、下限についてですが、政策誘導配分の減額項目である、「定員超過調整」や「生徒納付金水準補正」による減額があった場合、下限70%が適用されると、政策誘導の効果が薄れる懸念がございます。＜方向性＞です。令和8年度に限り、上限130%の適用をしないこととします。併せて、政策誘導配分の「(1) 生徒納付金水準補正」及び「(9) 定員超過調整」による減額があった場合のみ、下限を適用しないこととします。こちらは令和8年度から適用いたします。

(イメージ) です。赤字部分の文言を追加することを考えております。3点目は以上です。

1ページお進みください。14ページでございます。4点目「教職員処遇改善加算の新設について」です。対象は、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校です。＜現状と課題＞です。教職員の確保が困難となりつつある社会状況の中、教職員の処遇改善を促進し、安定した教育活動が実施できる環境を確保する必要があります。＜方向性＞です。学校に勤務する本務教員及び本務職員の給与のベースアップに対する加算を新設いたします。(イメージ) です。令和8年度以降に給与のベースアップを実施した学校に対して補助を行います。対象は本務教員及び本務職員とします。予算に限りがございますので、補助額には1人当たりの上限を設定することで、予算の範囲で加算を実施したいと考えております。なお、小学校から高等学校まで設置している学校法人もあることから、補助金額は学校の種類にかかわらず同額といたします。4点目は以上です。

1ページお進みください。5点目「定員超過調整の区分追加について(高等学校)」です。＜現状と課題＞です。令和8年度から開始された国のいわゆる高校無償化の影響もあり、私立学校への入学の需要が高まることが想定されます。他方、各学校には学則で定めた定員があり、大幅に超過して生徒を入学させた場合、教職員や施設の不足が生じ、教育の質が低下する懸念がございます。そこで＜方向性＞です。学則定員を著しく超過して入学者を受け入れた学校に対して、減額する項目を追加します。生徒を多数入学させ、生徒納付金収入を増やす方が、補助金の減額と比較してメリットがあるという状況が生じないように項目を設定します。併せて、臨時的に定員を増やしている学校は、別表にて減額率を管理しておりますが、このページと同様の考え方で項目を追加いたします。事務局の試算では、新たに追加する高い減額部分に該当する学校はございませんが、県から定員を遵守してほしいというメッセージを出す意味もあり、項目を追加いたします。5点目は以上です。

1ページお進みください。6点目「学級規模補正の加算項目の一部削除について(中学校、中等教育学校前期課程)」です。＜現状と課題＞です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条」が改正され、令和8年度から公立中学校の1学級の生徒数が35人となりました。令和8年度は1年生に適用され、学年進行で適用されます。＜方向性＞です。公立学校の法律の改正に合わせて、1学級の生徒数が36人以上、40人以下の加算項目を学年進行で適用しないこととします。(イメージ) です。令和8年度は1学年の加算項目を削除します。令和9年

度は1学年、2学年とし、令和10年度には全学年の加算項目を削除する予定です。6点目は以上です。

1ページお進みください。最後の項目です。7点目「中等教育学校後期課程の配分基準について」です。＜現状と課題＞です。令和6年度に、県内初の私立中等教育学校が開校いたしました。中等教育学校とは、1つの学校として、一体的に中高一貫教育を実施する学校のことです。中等教育学校の教育課程は、前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用しています。令和9年度から、後期課程に生徒が在籍するため、事前に今年度、配分基準の方向性について御意見を頂ければと存じます。＜方向性＞です。後期課程は、全日制高等学校の教育課程を準用しているため、補助金に関しても、全日制高校と同様の考え方で配分し、公平性を担保したいと考えております。1点目、基礎配分です。中等教育学校は後期課程のみの決算額が存在しません。そのため、補助対象経費方式ではなく、単価方式としたいと考えております。補助単価は、全日制の一般補助における基礎配分の割合を使用し、全日制との差を最小限として、公平に配分したいと考えております。2点目、政策誘導配分です。全日制高校の政策誘導配分と同様の考え方で配分する予定とします。（イメージ）です。令和8年度の補助は行いませんので、参考として御覧ください。基礎配分です。配分単価は、予算額36万9,378円に、直近の令和7年度の全日制高校全体の一般補助における基礎配分の割合81%を乗じて算出しております。この単価に生徒数を乗じて、基礎配分額とします。政策誘導配分です。全日制高等学校と同様の以下（1）から（9）と同様の考え方で配分いたします。

資料3-2の説明は以上でございます。

説明が長くなり大変恐縮でございます。私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の酒巻と申します。続いて、幼稚園の「運営費補助金配分の基本方針」について、御説明いたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

資料18ページの資料4-1を御覧ください。最初に、「令和7年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針」を、御説明申し上げます。

まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、高等学校と同様の枠配分を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式をとっております。

1ページお進みいただいて、19ページを御覧ください。2の「基礎配分」では、「①園児数割」から「⑤満3歳児数割」まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する、単価方式を採用しております。①の「園児数割」は、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。②の「園割」は、すべての園に一律に定額を配分するものです。③の「常勤教員割」は、常勤教員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。④の「常勤職員割」は、常勤職員数に補助単価を乗じて得た額を配分するものです。⑤の「満3歳児数割」

でございますが、通常、園児は3歳に達した後の4月に入園いたしますけれども、満3歳になった時点でも受入れが可能となっております。この満3歳児の受入れを行う幼稚園に対しまして、補助単価に満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。なお、①の園児数割につきましては、後ほど「令和8年度 配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

続きまして、3の「政策誘導配分」について、御説明いたします。政策誘導配分は、全部で11項目ございまして、①から⑧までの8項目は加算により、また、⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。

①の「3歳児保育促進加算」でございますが、きめ細かな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②の「ティーム保育促進加算」でございますが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算同様、きめ細かな保育の促進を図るものです。

③の「園児納付金抑制加算」でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものでございます。

④の「1種免許状保有促進加算」でございますが、幼稚園教諭の1種免許状を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。

1ページお進みいただいて、20ページを御覧ください。⑤の「小規模園加算」でございますが、実員が県平均以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化等を図るものです。

⑥の「安全管理対策加算」でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて加算配分をするものです。

⑦の「人材確保加算」でございますが、全埼玉私立幼稚園連合会が開催する合同就職説明会に参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の促進を図るものです。

⑧の「教員定着加算」でございますが、勤続年数が県平均以上の常勤教員を配置している幼稚園に加算することにより、優秀な教員の定着を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございます。⑨の「定員超過調整」は、在籍する園児数が収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものです。

⑩の「高額給与調整」でございますが、基準額を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、基準額を超える額を減算するものです。

⑪の「剰余金保有調整」でございますが、財務計算書における剰余金の額が多額である法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。

なお、③の「園児納付金抑制加算」、⑤の「小規模園加算」につきましては、次の「令和8年度配分の基本方針に係る検討の視点」で改めて御説明させていただきます。

1 ページ進みまして、21 ページの資料4-2「令和8年度 配分の基本方針に係る検討の視点（幼稚園）」を御覧ください。検討の視点として、3点挙げさせていただきます。

1点目は、「園児数割について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、物価高騰などにより、園児1人に要する経費が増加しているところです。＜方向性＞でございますが、園児数割の補助単価を増額するものでございます。

2点目、「園児納付金抑制加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、園児納付金抑制加算については、納付金が県平均以下の園に対して加算を行っている配分項目で、保護者負担の軽減を推進するものです。こちら令和6年度から、園児納付金の算定から保育料を除くこととしましたが、算出方法変更による補助額の急変を緩和するため、補助総額の差が3%以内となるように経過措置を設けております。＜方向性＞でございますが、算出方法の変更から、2年度目になることを踏まえまして、経過措置を廃止するものです。

続きまして、1ページ進んでいただいて、22ページを御覧ください。こちら3点目になります。

3点目は、「小規模園加算について」でございます。＜現状と課題＞でございますが、規模の小さい幼稚園は、事業活動収支差額比率がマイナスとなっている園が多いことから、小規模園に対し加算を行うことで、経営の安定化を図っております。一方で、少子化が進み、小規模化が進んでいますことから、政策誘導としての加算の意義が薄れているところでございます。＜方向性＞でございますが、少子化により幼稚園の小規模化が進んでいることを踏まえ、補助単価を減額するものです。

幼稚園の方で御審議いただく内容につきましては以上でございます。私からの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の菊地と申します。続きまして、私の方から専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明させていただきます。大変恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

23ページの資料5-1を御覧ください。「令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針」でございます。

「1 配分の基本的な考え方」につきましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの枠組となっております。

1ページお進みいただいて、24ページを御覧ください。まず、「2 基礎配分」でございますが、「①生徒数割」「②教職員数割」としております。これは、予算に基づき設定された「①生徒数割」及び「②教職員数割」の配分単価に、生徒数または教職員数を乗じて配分するものでございます。なお、②の「教員数割」については、後ほど御説明をいたしますが、令和8年度の配分にあたって、一部見直しを図らせていただきたいと思いますものでございます。

次に、「3 政策誘導配分」についてですが、①から⑤の5つの指標に基づき加算配分をし、政策誘導を図るものでございます。

「①専任教員充足加算」については、2つの基準となりますが、基準を超える専任教員を配置している学校への加算、専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校への加算がございます。いわゆるその学校の専属の教員となる「専任教員」の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

「②保健安全対策・教育環境整備加算」につきましては、学校設備の整備を通じて、保健衛生・安全対策の徹底、教育環境向上を図るものでございます。具体的には、防犯・防災設備の設置など「生徒の安全確保対策」のほか、「快適な教育環境の確保に要する施設整備の維持」「ICT導入による教育環境整備」に係る経費の金額に応じて加算を行うものでございます。

「③教員資質向上加算」は、教員の外部研修の参加費負担に対して加算するもので、教員の資質向上を図るものでございます。

「④職業実践専門課程認定加算」は、企業と連携し、企業ニーズに沿った実践的な職業教育を推進する専門学校の取組を支援するもので、国の認定を受けた学校に対して加算を行うものでございます。

「⑤保健管理・教育相談体制向上加算」は、学校医・スクールカウンセラーの配置に取り組んでいる学校が要する経費に対する加算となっておりまして、学校における保健管理・教育相談体制の充実を図るものでございます。

なお、「①専任教員充足加算」につきましては、後ほど御説明をいたしますが、令和8年度の配分にあたって、昨年度と同様に一部見直しを図らせていただきたいものでございます。

1ページお進みいただきまして、25ページを御覧ください。資料5-2「令和8年度 配分の基本方針に係る検討の視点（専修各種学校）」でございます。

「1 基礎配分の教職員数割の補助単価の増額について」でございます。まず、＜現状と課題＞でございますが、専修各種学校においても、他の学種と同様、人件費が高騰する中においても、学校教育の充実のために教員の確保が必要であることから、教職員の補助単価の見直しが求められております。そこで、＜方向性＞といたしましては、高等課程、専門課程等の教職員数割のそれぞれの補助単価を増額し、教職員の確保に努めている学校を支援するものでございます。

1ページお進みいただきまして、26ページを御覧ください。「2 専任教員充足加算の一部配分方法の廃止及び加算額の増額について」でございます。まず、＜現状と課題＞でございますが、専任教員充足加算は「①配置基準を超える人数に応じての加算」「②専任教員1人当たりの生徒実員数に応じての加算」の2つの配分方法がございます。②の配分方法につきましては、教員数を増やさなくても、生徒数が減少することにより補助対象となる場合があり、政策誘導の趣旨と異なる面も出てきております。そのため、この②の配分方法につきましては、昨年度の審議会においても御議論いただき、令和7年度につきましては激変緩和措置として加算額を半減したところでございます。一方、近年の物価高騰の影響を受け人件費が高騰しており、学校運営の経営状況の不安定化が懸念

されることから、①の配分方法については拡充が求められているところでございます。そこで、＜方向性＞についてでございます。①の配分方法につきましては、加算額及び上限額を引き上げ、専任教員の確保に努めている学校を支援するものでございます。また、②の配分方法につきましては、廃止するものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○北島会長 御説明は以上でございますか。長時間の御説明ありがとうございました。事務局への確認でございますが、本日の審議事項というのは、ただいま御説明いただいたその配分の基本方針についてということよろしいわけですね。

○事務局 はい。大丈夫です。

○北島会長 承知をいたしました。それでは本件につきまして、ただいま御説明いただきました内容、あと、資料の内容等につきまして、御意見、それから御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、挙手して御発言いただけるとありがたいと思います。

○委員 はい。じゃあ、ちょっと大きな観点からいくつか質問させていただきます。教職員の処遇改善加算の実効性についてお伺いします。今年度からですね教職員処遇改善加算を新設し、本務教員、本務職員でベースアップを行った学校へ加算する方向性が示されております。教員不足が深刻化する中でこの制度は評価ができますけれども、一方で加算額が小さいと実際の賃上げに繋がらないと思います。この制度によって、県としてどの程度の賃上げ効果を見込んでいるのか、また補助金が確実に処遇改善へと充てられたことをどのように確認するのか、まず、1点目としてお伺いします。

大きく2点目、高校無償化による定員超過への対応についてでございます。国の高校無償化により、私立高校への進学希望者が増えることが見込まれており、増えていると思います。そのため、定員超過への減額措置を強化する案が示されました。一方で、地域によっては私立高校への需要が急増する可能性もあります。教育環境を守ることと、受け皿を確保することの両立について、どのような考え方で制度設計を行ったのかお尋ねをいたします。

最後3点目、少子化時代の私立、私学支援の考え方についてでございます。少子化が進む中、小規模校や小規模園への支援のあり方も見直しが議論されております。一方で地域によっては、私立学校、私立幼稚園が地域教育を支える重要な役割を果たしております。今後県として、私学助成は単なる経営支援ではなく、地域の教育インフラを維持するという視点も必要ではないかと考えますが、御見解をお伺いします。以上3点です。

○北島会長 事務局から御回答をお願いします。

○事務局 まず1点目、教職員処遇改善加算の効果の確認方法でございますが、現在考えているところだと、確実にベースアップがされたかどうかについては、事業計画書を学校から御提出していただきまして、その給与表を確認しながら、実際にベースアップがされていることを確認したいと考えております。効果ですが、学校が人件費を上げるというのは1つ大きな決断だと思っております。

す。固定費になって、お金がかかるものでございますので、大変だとは思いますが、このような加算を作ることで、それがしやすい環境を作りたいと考えております。

2つ目の定員超過に係る減額に関してですが、こちらも先ほど委員おっしゃっていただいた通り、高校無償化が始まりまして、私学の人気が高まってくると考えております。学校が定めた定員は遵守していただくということが、まずは教育の質を確保することに必要なことだと考えております。他方、需要が高まってその受け皿が必要なのではないかとこのところでございますが、1つは県立学校が魅力ある学校を作っていただくことで、受け皿になると思っております。もう1つ申しますと、この本審議会とは別の私立学校審議会で、私立学校の定員については認可の議論をしております。本当に必要性がある学校に関しては、臨時的に定員を増やすということも可能な制度は運用しておりますので、そこに関しては生徒の需要の状況をよく見ながら、別の審議会の中でまた御審議いただく形になっております。

3点目の少子化に伴っては、地方の小規模校に対する支援をどうしていくかという大きな考え方のかなと受けとめさせていただきました。高等学校の配分基準が、今、補助対象経費方式という方法をとっております。他の都道府県は多くが単価方式、いわゆる生徒数に応じて補助金を出す運用をしております。その場合は、生徒数が少ない学校に関しては少ない補助金に、多い学校に関しては多い補助金になります。ただ、埼玉県の場合は、実際に学校でかかった経費をもとに補助金額を出しておりますので、ある程度小規模校でもそれなりに運営するお金がかかりますので、そこを考慮して基礎配分を出しているのです。そういう意味では、小規模校に関して補助が届きやすい制度になっているのではないかなと考えております。高校担当からは以上でございます。

○北島会長 幼稚園の方は。

○事務局 まず、処遇改善につきましては、毎年度補助金の事業計画書を提出していただく際に受領会というものを実施しております。その中で、各幼稚園が処遇改善、ベースアップをしていただいていることを確認しております。それに基づきまして、補助金の方は、交付している状況でございます。

3点目の、小規模園への支援のあり方につきましては、幼稚園は先ほど小規模園加算の方でも申し上げましたが、全体的に少子化、(子ども子育て支援)新制度の関係がございまして、幼稚園全体が小規模化してきているという実情がございます。ですので、今回小規模園加算を見直ししておりますが、今後につきましては、どの程度、小規模な園の支援を図っていくかというのは、今後また御審議いただくことになるのではないかと考えております。以上です。

○北島会長 その他、御質問。

○委員 はい。

○北島会長 委員お願いします。

○委員 ありがとうございます。まず13ページ目の2番の基礎配分の計算方法につきまして、先ほ

どの御説明ですとですね、小学校に関しましては90%、そして中学校、中等前期の配分単価については75%ということになりますが、これは増額になっているのかどうか。逆に増額になっていないということはないのかどうか、というのを1点確認させていただきたいというのと。

今、お話もありました14ページのですね、処遇改善につきまして、ベースアップというのは執行部のお話もありますけどですね、非常に重要な経営的な判断の中でベースアップするということになりますので、これベースアップだけにすることが経営の圧迫に繋がり、そして逆に生徒に影響が出てくるというようなことがないような仕組みづくりを考えてらっしゃるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして3点目の15ページの定数超過に関しまして、先ほど委員からお話ありましたけれども、そもそもこの定数増というものをですね、なかなかもう認められない中でですね、これある意味罰則のような仕組みづくりになっているわけでごいまして、ちょっとお聞きしたいのですけれども、令和8年の私学への入学数というのは、お分かりになればちょっと教えていただきたいのですが、その中でですね、これもちょっとやりすぎると、生徒や保護者への影響があるのではないかな。やはりこういうような仕組みづくりの前に、しっかり対話してコミュニケーションをとるのが先なのではないのかなと。定数については、当然違う審議会で話があるということでごいましてけれども、私学とのしっかりとしたコミュニケーションをとっていれば、このような罰則のようなことをしなくても良いのではないのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の制度設計の考え方についてちょっとお聞かせいただきたいのですが。以上でごいします。

○北島会長 以上3点について御回答お願いいたします。

○事務局 まず1点目。13ページの2、基礎配分の方法のところでごいします。まず、このイメージのところに書いてある金額が現在の単価の金額となっております。それが右矢印で予算増額に合わせて増額というふうに書かれております。この現在の金額が昨年度の予算の、小学校でいうと9割になっています。令和8年度の9割となりますと、単価でいうとおそらく4万円程度増額になる予定です。中学校、中等教育学校前期も4万円程度の増額になるということを想定しております。

2点目、教職員処遇改善加算について、経営の圧迫にならないかという御意見いただきありがとうございます。おっしゃる通り、ベースアップをするとそれが固定費になって、そのあと経営を圧迫する部分はあるかと思えます。今回ベースアップをした年に関しては、その上げた分は補助をしようというのが今回の趣旨でごいします。翌年度に関しては、その上げた分というのが人件費の固定費になるのかなと思えます。その時は、基礎配分の補助の算定の元になりますので、基礎配分の方も、今34%になっているこの人件費に関しては、他の経費より高めにすることで、人件費を多く出しているところにはその分、基礎配分も多く出しますよという制度にして、ベースアップをした上で基礎配分の方に経費が上がって、そちらの基礎配分が多くなるという形で経営圧迫をしないような制度にしたいと考えております。

3 点目、定員超過調整の部分でございます。まず、入学者数の数値が分かるかということでございますが、令和 8 年度の全日制高等学校の入学者数は 1 万 9, 0 2 3 人となっております。昨年度と比較して 7 0 0 人ほど増加しているところでございます。そのため、高校の無償化の影響かどうかまでは断定できませんが、入学者数が増えているような状況でございます。その中で学校とコミュニケーションしっかり取れているのかというところでございますが、まず、定員を大きく超過した学校については、毎年学事課の方から聞き取りなどをさせていただいております。全学校ではなく、ある程度の超過している学校については、どういう状況なのかとか、今後どのように定員を遵守していくのか、という辺りも毎年超過してしまうところは毎年、確認をしながら、学校としてしっかりと定員は守ってほしいということはお伝えしておりますが、それでもどうしても守っていただけない学校というのが、一部大きく出てきたときに、ちゃんと県としては、それはよろしくないということを示す意味でも、高い金額に設定したいと考えております。以上です。

○委員 はい。御説明ありがとうございます。1 点目については増額ということで。1 3 ページですね。増額ということで安心をしたところでございますけれども、こういう仕組みにすると意外とこう減額になるところも出てくる可能性もなきにしもあらずということかもしれないので、そこら辺はちょっとしっかり、制度設計上ですね、物価がこれだけ上がっている中での減額というのはなかなかちょっと厳しい状況だと思いますので、そこら辺をしっかりと見ていただきたいなと思います。

また、1 4 ページのベースアップについては、ある程度将来的にも面倒を見るというような姿勢については高く評価をさせていただきたいというふうに思うのですが、やはりこれ以外にも、一時金じゃないのですけども、ある程度ベースアップじゃない部分についても、今後やはり物価高に対応する、そして最低賃金も大分上がってくると、いうことになってくるだろうと予想されますので、そこら辺もしっかり年度途中でもですね、検討していただければありがたいなというふうに思います。

そして、入学数については、1 万 9, 0 2 3 人で、7 0 0 人増加ということで、これはどうしてもやはり、今年は私学の無償化スタートということで、こういうことは予想している部分があるというふうに思います。やはり、まずはコミュニケーションを取って、取って、取って、それでもというところについて、やはりこういった罰則みたいなですね、適用するということが大前提だというふうに思いますので、しっかりコミュニケーションをですね、お願いして、また、私学は私学の方で考え方もあるでしょうし、そこもしっかりと汲み取るような仕組みづくりとか、そこを、コミュニケーションを大事にさせていただくということをお願いして、私の方はこれくらいです。ありがとうございます。

○北島会長 ありがとうございます。その他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。専修学校、各種学校の方に関しましては、的確に検討していただきました方向性で私の方は異論ございません。ありがとうございます。

○北島会長 ありがとうございます。その他にございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

委員お願いします。

○委員 今回初めて参加させていただきましたけれども、こうやって比較させていただくと、まず我々幼稚園の業界というのは、保育園とかですね、こども園とか、いわゆるその文科省とはちょっと違うところとの兼ね合いというのもあるのですよ。なので、こども家庭庁、文科省の中で、比較的、今、埼玉県の中に、幼稚園、こども園含めると、550ほどあるのですね。その中で、今250ぐらいは、半分弱ぐらいは私学助成園で、皆さんだんだん子どもが減っていく中で、こども園に変更するという感じになってきて、このいわゆる枠内の運営費の補助配分基準の中には入らないというふうにだんだんできてきている園が多くなっているのですね。その中で言うと、例えば47ページで、この園児納付金抑制加算というのがあったりするのですが、この趣旨というかですね、これは具体的に小中高さんと違うのは、違う業界の方とバッティングするというのがあるんですね。そうすると、この趣旨というのは、簡単にちょっと保育園というのは入園金というのは0円なのです。こども園さんはもらってもいいということになっているのですが、これはだんだんとこの入園金というものを保護者からもらわないようにという、そういう考え方で、この納付金というのを少なくすることによって、補助単価が上がっているというのが見えるので、そういう趣旨で、だんだんとその最初の初期にもしくはもらわないようにするというのが趣旨であるのかなと。そうすると、入園金もらわないという前提であれば、保護者の方も幼稚園とかには入りやすくなる。ただそのときに、もらわないとなると運営・経営を圧迫するので、保育料というのを上げざるを得ないということが出てくるのですが、そちらの方に転嫁するというか、そういったものになるのではないかなと。そうですね。一応そのところの趣旨というか、誘導というか、どういう点でいうと、これはちょっと教えていただきたいなと。

あと、49ページのところに高額給与調整というのがあるのですね。これ初めて見させていただいたのですが、小中高さんには高額給与の調整がないのですね。ないはないで、学校法人と幼稚園はあるはあるで、それは仕方がないとは思っているのですけども。ただ、この枠の制度の制限があるから、結局こども園に行っちゃうというそういう法人さんもいたりするのですね。やっぱ年収的に、ただ経営者にあたる人たちがそれだけのものもらえるという中で、いよいよ私学助成園さんも、それなりに私財を投じているというところもあったりするので、そこでこれ制約があるというところはどうかというところはあったのですが、こども園さんの方に行っちゃうとですね、その制約がなくなっちゃうところがどうかかなと思っていたのですが。これ比較すると、中高さんの方は、高額給与調整がないのだなと思って。ちょっとなぜ幼稚園だけあるのか、その趣旨を教えてくださいということですね。

○北島会長 よろしいでしょうか。では幼稚園担当の方から、入園金の関係と、それから高額給与調

整について御回答をお願いします。

○事務局 はい。まず園児納付金抑制加算でございますけれども、当然、保護者負担の軽減を図ると運営費、入園料などの方で入ってくる収入が少なくなってしまうということもございますので、その保護者負担の軽減を図っている分を、県が加算という形で見させていただくという趣旨で、園児納付金抑制加算は継続させていただいております。保育料の転嫁をするということではなく、あくまで保護者負担部分の軽減がメインの配分になっております。

高額給与調整ですけれども、幼稚園法人につきましては、もともと規模が大きいということもございまして、私学助成を受けられている幼稚園の中で、ある一定の給与を受けられているとなると、その分、いわゆる教育に回る経費が少なくなってしまうということもありますので、高額給与調整の減額をさせていただいているということになります。他の学種でなぜないのかというところは、我々幼稚園担当の部分だけで、把握していないのですが、幼稚園担当としてはそういう考え方で、ここでの減算の項目を設けさせていただいているということになっております。以上です。

○北島会長 課長さんから何かありますか。

○事務局 今、高額給与調整がある趣旨は、今、担当主幹から申し上げたとおりです。なかなかこれ以前からあるものですので、今回の方針についてすぐに見直すというのは検討してはいない状況でありますけれども、委員から今御指摘をいただきましたので、少し状況も確認をさせていただいて、また2回目の審議会で報告させていただければとは存じます。

○北島会長 その他に御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

はい。その他に意見がないようですので、以上で質疑等については終了とさせていただきます。本日いただきました御意見を踏まえまして、次回の審議会に向けまして、事務局で精査した上で、令和8年度の運営費補助金の配分の基本方針、こちらの案を整理していただきたいと存じます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。恐れ入りますが、傍聴者の方につきましては、これにて御退室を願えればと存じます。

〔傍聴者退室〕

それでは、委員の皆様には円滑な審議につきまして御協力いただきましてありがとうございます。これにて進行の任を解かせていただきます。後の進行につきましては事務局の方にお任せします。

12 閉会

○司会 北島会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、貴重な御意見と御審議をありがとうございました。

最後に次回の審議会の予定でございますが、9月を予定しております。本日お手元に日程調整表を配付させていただきましたので、後日事務局まで御送付いただければ幸いです。皆様の御回答を集約しまして、開催日時を御連絡申し上げます。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。長時間にわたり、御審議を賜り、誠にありがとうございました。

(1 時間 2 3 分)